

投票立会人（期日前投票立会人）の手引

明石市選挙管理委員会

一 投票立会人（期日前投票立会人）の主な仕事

投票立会人（期日前投票立会人）は、投票が行われる際に投票事務の執行に立ち会い、公益代表としてこれが適正に行われるよう監視することがその役目であり、おおむね次のような事務を担当します。

1 投票手続の全般について立ち会うこと

- (1) 投票所の開閉に立ち会うこと
- (2) 最初の選挙人が投票する前に投票所内にいる選挙人とともに投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと
- (3) 選挙人の選挙人名簿（抄本）との対照に立ち会うこと
- (4) 選挙人に対する投票用紙交付に立ち会うこと
- (5) 不在者投票の投函に立ち会うこと（※ 期日前投票立会人はこの立ち会いはありません。）
- (6) 投票箱の閉鎖に立ち会うこと
- (7) その他投票手続の全般について立ち会うこと

2 意見を述べること

- (1) 次の場合に意見を述べること（ただし、投票立会人（期日前投票立会人）の意見は投票管理者の判断を拘束するものではありません。）
 - ア 投票を拒否することについて意見を求められたとき
 - イ 代理投票を拒否することについて意見を求められたとき
 - ウ 代理投票補助者の選任についての意見を求められたとき
 - エ 不在者投票を受理するかどうかについて意見を求められたとき（※ 期日前投票立会人についてはありません。）
 - オ 受理の決定を受けた不在者投票の代理投票の仮投票があるときに拒否するかどうかについての意見を求められたとき（※ 期日前投票立会人についてはありません。）
- (2) 次の異議がある場合に意見を述べること
 - ア 選挙人が投票を拒否されたこと又は投票を拒否されないことについて異議があるとき
 - イ 選挙人が代理投票を認められたことについて異議があるとき

3 投票所閉鎖時に選任されている投票立会人（期日前投票立会人）は、投票録に必ず署名（自署）すること（※ なお、投票所閉鎖時刻前に交替した投票立会人は、引継書を作成すること。）

4 投票箱等の送致に当たる投票立会人は、投票箱の鍵一個を保管し、投票管理者とともに投票箱等を開票管理者のもとに送致すること（※ なお、期日前投票立会人は投票箱等の送致に立ち会う必要はありません。）

二 投票立会人（期日前投票立会人）の職務遂行上特に留意すべき事項

- (1) 定刻までに必ず選任通知書及び印鑑を持って参会すること
- (2) 病気その他やむを得ない事故等の正当な理由がある場合を除き辞職することはできません。なお、やむを得ない事情があって参会できないとき又は退所するときは、その旨を選挙管理委員会と投票管理者に連絡すること
- (3) やむを得ない理由がある場合のほかは投票所を出ないこと。やむを得ず投票所外に出るときは、2人以上が同時に席を立たないようにすること（席を立つときは投票管理者に連絡すること）
- (4) 選任の際立ち会うこととされた時間の終了により投票立会人（期日前投票立会人）を交替する場合、前任者は引継ぎに係る書類を作成すること
- (5) 投票管理者が作成した投票録を十分確認してから署名すること
- (6) みだりに私語をするなど、選挙人の不信を招くことをしないこと
- (7) 投票に関する秘密はもとより、職務上知り得た秘密について、一切他に漏らさないこと。